

宿毛愛で、ママサポポイント利用規約

（業務概要）

第1条 市は、出産後の母親の心身の回復や、一人の女性として過ごせる時間の提供、育児に向けたゆとりの確保に資する事業の取り組みとして、子育てを前向きに考えられる環境構築を目的に、出産後の母親（以下「母親」という。）に対し、ママサポポイント（宿毛 ID ポイントをいう。以下「ポイント」とする。）を付与し、ママサポ応援店に加盟した店（以下「加盟店」という。）でのポイントの利用及び利用されたポイントの支払事務を定めるものとする。

（目的）

第2条 本業務は、ポイントを利用して購入した商品及びサービス（以下「商品等」という。）に関する支払い条件を定めることを目的とする。

（加盟店要件）

第3条 加盟店対象者は、次の各号に定める要件を備え及び対応できる者でなければならない。

- (1) 宿毛市内に事業所又は店舗を有していること。
- (2) メールアドレスを有し、宿毛市とメールのやり取りが可能であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の許認可等が不要な店舗であり、ママサポ応援店（別表）のいずれかの業種に該当していること。
- (4) 本業務の主旨及び内容を理解し、賛同いただける事業者で、ママサポ応援店参加申込書（第1号様式）の提出又は宿毛市電子申請にて参加申し込みすること。
- (5) 加盟店からの脱退や店舗の閉店等、ポイント利用が困難となる場合については、加盟店から市に対して事前に「ママサポ応援店脱退届」（第2号様式）を提出すること。
- (6) 暴力団員又はその関係者及びその他反社会的勢力でなく、それらと一切関係を有しないこと。

（ポイントの定義）

第4条 ポイントとは、市が提供するポイント制度に基づき、母親が付与されたポイントとし、加盟店が提供する商品等の購入時に使用可能なものとする。ただし、付与されたポイントは、付与月から原則1年間有効とし、有効期限を過ぎたポイントについては、自動的に失効するものとする。

（ポイントの運用方法）

第5条 母親が利用するポイントは、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 母親は、加盟店の商品等の購入時に、保有するポイントを利用することができる。

(2) 母親が商品等を購入する際には、現金又はクレジットカード等の支払い方法と併用して1ポイントを1円として換算し、ポイントを利用することができるものとする。ただし、現金、クレジットカード等は、購入金額から差し引かれたポイント分の残額について支払うものとする。

(3) ポイントの現金化及び商品等購入後の返品・商品等提供後のポイント返還はできないものとする。

(4) 母親が加盟店でのポイント利用を行う場合、「ポイント利用完了画面」を加盟店に提示し、加盟店が確認することでポイント利用が確定する。ただし、加盟店はポイント利用した際のレシート等は、市が支払を完了するまで保管するものとする。

(ポイントの支払)

第6条 母親が加盟店で利用したポイントは、毎月月末に加盟店が当該月分を市に対して「ママサポポイント利用請求書」(第3号様式。以下「請求書」という。)により請求するものとする。

2 市は請求書を受理した日から30日以内に加盟店に支払うものとする。

(苦情への対応)

第7条 加盟店は、母親がポイント利用した商品等に関連した苦情を受けた場合、母親の意向を十分に尊重し、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 加盟店が商品等に関連した苦情等を受けた場合、市はいかなる場合も一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第8条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 加盟店は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令、行政官庁によるガイドライン及び市が定める登録基準等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとする。

(2) 加盟店は、市がポイント利用促進のために印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これを承諾するものとする。

(3) 加盟店は、市が貸与した物品等を市が指定する方法で適切に管理し、本業務が終了した場合には市の指示により適切に返却するものとする。

(秘密保持義務)

第9条 加盟店の従事者は、本業務の内容及び本業務に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏えい、開示及び提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による

承諾を得た場合は、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には、事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の情報は秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらずに被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
（個人情報の取り扱い）

第10条 加盟店は、本業務に係る個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店は、本業務の履行及びポイント利用において、この規約による業務を処理するために個人情報を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 加盟店が、本業務の遂行又はポイント利用のために個人情報を取得する際には、その利用目的を明確にし、達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (3) 加盟店は、本業務の履行又はポイント利用により取得した個人情報（以下「本個人情報」という。）の取り扱いにあたっては、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な安全管理措置を講じなければならない。
- (4) 加盟店は、個人情報を、本業務の履行又はポイント使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変及び加工等してはならない。
- (5) 加盟店は、個人情報の取扱記録を作成し、市から要求があった場合には当該記録を提出し、必要な報告を行うこととする。この場合において、市は、加盟店が行う個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知した上で加盟店の事務所等に立ち入ることができ、加盟店は市の調査に協力するものとする。
- (6) 加盟店は、個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合、直ちに市に書面で報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、市の指示に従って適切な措置を講じなければならない。この場合において、加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、内容を市に対し書面で報告するとともに、市と協議の上決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じることとする。
- (7) 加盟店は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい若しくは盗用等の事故が発生し、市若しくは母親又は第三者から請求を受け、

争訟になった場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決することとする。この場合において、加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の事故により市が損害を被った場合には、当該損害を賠償しなければならない。

(参加期間)

第11条 参加期間の取り扱いについては、第1号様式の提出日から3月末日までとする。なお、参加期間満了日の1月前までに、市及び加盟店いずれかの当事者から期間満了日をもって本業務を終了する旨の通知がなされない限り、本業務は参加期間満了日の翌日から自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、本業務が理由の如何を問わず終了したときは、本規約も終了する。この場合において、加盟店は本業務の終了による損害の補償等を市に請求することはできないものとする。

(解約)

第12条 加盟店は、解約日1月前までに市が定める方法で書面により申し入れることにより、本業務を解約できるものとする。

(解錠)

第13条 市は、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本業務を解除することができる。

(1) 本業務に違反したとき。

(2) 加盟店が市の定める登録基準を充足しないとき。

(3) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(4) 市による連絡が取れなくなったとき。

(5) 加盟店に対して苦情等が頻発し、市が加盟店に対して必要な措置を講じることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき。

(6) その他、市が加盟店との本業務の継続が困難であると判断した場合

2 本条に基づき本業務が終了した場合でも、市は加盟店に対し、設備投資、費用負担、及び逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切の責任を負わない。

(業務終了時の処理)

第14条 本業務が終了した場合、その理由の如何を問わず、加盟店は直ちにポイント利用取引を停止することとする。

2 本業務終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本業務が適用される。

3 本業務終了後も、第8条、第10条、本条、第19条及び第20条の各規定については、その効力が存続するものとする。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第15条 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社及びそれらの役員並びに従業員等（以下「加盟店等」という。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はその他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこととする。この場合において、次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社並びに第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 加盟店は、自ら又は第三者を利用して、市又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないこととする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いるまたは威力を用いて第三者の信用を毀損又はその業務を妨害する行為
- (5) その他全各号に準ずる行為

3 市は、加盟店等が前2項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び市・加盟店間に存在する他の契約の全部又は一部の履行を停止若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部若しくは一部の登録を抹消することができるものとする。

4 市は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとする。

（通知の方法）

第16条 本規約に基づく市から加盟店への通知は、書面、加盟店が本規約に関する通知先として登録した電話番号への架電、電子メールへの送信又はその他市が適当と認める方法により行うものとする。

（本規約の変更）

第17条 市は、その裁量によりいつでも本規約を変更することができるものとする。ただし、重大な変更があった場合には、前条に規定する方法により加盟店に

通知するものとする。

(権利の譲渡等)

第18条 市は、本業務に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れ及びその他形態を問わず処分することはできないものとする。

(準拠法、管轄裁判所)

第19条 本業務に関する訴訟については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本業務の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠する。

(その他)

第20条 本規約に定めのない事項については、市・加盟店協議の上決定するものとする。

別記（第 11 条関係）

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受託者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第 2 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第 3 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ委託者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第 4 受託者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ委託者に届け出なければならない。

3 受託者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 受託者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第 5 受託者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第6 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出して委託者の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託の期間

(3) 再委託の相手方

(4) 再委託が必要である理由

(5) 再委託で取り扱う個人情報等

(6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容

(7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

(8) 再委託の相手方の監督方法

(9) その他委託者が必要があると認める事項

2 受託者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

(1) 再委託先

(2) 再委託をする業務の内容

(3) 再委託の期間

(4) 再委託先の責任体制

(5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法

(6) その他委託者が必要があると認める事項

3 受託者は、前項の内容を変更する場合は、事前に委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第8 受託者は、この委託業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

第9 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 受託者は、業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて委託者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第11 受託者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 受託者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 委託者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(外的環境の把握)

第 14 受託者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第 15 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第 16 委託者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受託者に報告を求めることが

できる。

(検査及び調査)

第 17 委託者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受託者又は再委託先に対して、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 委託者は、前項の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 委託者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受託者に対して調査を行うことができる。

4 委託者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第 18 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

2 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(損害賠償)

第 19 受託者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。